

一部改正 2005年 2月18日 2006年 2月 6日  
2006年 5月31日 2008年 8月 1日

(目的)

**第1条** この運用細則は、法政大学大学院特定課題研究所に関する規程（以下「規程」という。）第4条第4項に基づき、特定課題研究所の設置、運営、廃止等に関する細目を定める。

(設置要件)

**第2条** 規程第1条に定める特定課題研究所は、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 複数の研究者が共同して行う研究であること
- (2) 原則として学外資金による研究であること
- (3) 本学専任教員が研究代表者であること

(設置及び延長申請手続)

**第3条** 特定課題研究所の設置を希望する場合は、別に定める「大学院特定課題研究所設置申請書」によって、本学専任教員である研究代表者が大学院委員会議長に申請しなければならない。

(設置申請書)

**第4条** 前条第1項の申請書は、次の各号の項目を含まなければならない。

- (1) 名称（「法政大学大学院〇〇〇（特定課題名）研究所」と称す。）
- (2) 申請者（研究代表者）
- (3) 研究概要
- (4) 設置期間及び場所
- (5) 研究組織
- (6) 学外資金、研究員及び大学院特任研究員の研究参加費等の概要
- (7) 到達目標、達成目標

(施設)

**第5条** 特定課題研究所は、研究代表者の研究室又は大学が承認した学外施設等に時限付で置くものとする。

(臨時職員)

**第6条** 特定課題研究所は、研究を遂行するための補助者として、臨時職員を雇うことができる。

2 臨時職員の賃金は、特定課題研究所の事業運営費から支給する。

(事業運営費)

**第7条** 特定課題研究所は、別表に掲げる学外資金等を事業運営費とする。

2 規程第3条に定める特定課題研究所の事業と直接関連のない学外資金については、受け入れることができない。

3 第1項に定めたもの以外の新たな学外資金の受け入れが計画された場合は、事前に事業運営費に該当するかどうかを研究開発センター室長が審査し、決定する。

4 特定課題研究所は、別表に掲げるその他学外資金を受け入れる場合には、所定の入金明細書を研究開発センターに提出しなければならない。

5 次の各号に該当する場合は、特定課題研究所の事業運営費として大学予算を支出することができる。

- (1) 学外の補助金に採択された研究に要する研究費で、総長が認めたもの。
- (2) 受託研究契約による間接経費額が法政大学受託・共同研究取扱規程に定める比率で算出した事務処理費等を超過する場合の超過額相当額で、総長が認めたもの。

(学外資金の経営管理)

**第8条** 学外資金は、大学の一般会計により、資金ごとに個別管理されなければならない。

- 2 学外資金の経理管理は、研究開発センターが担当するものとする。
- 3 前条第4項のその他学外資金の経理管理においては、法政大学受託・共同研究取扱規程第7条を準用する。
- 4 研究員及び大学院特任研究員から徴収する研究参加費については、特定課題研究所が特に機関管理を希望する場合を除き、研究開発センターにおいて経理管理は行わない。研究開発センターにおいて経理管理を行う場合には、法政大学受託・共同研究取扱規程第7条を準用する。

(廃止手続および解散)

**第9条** 特定課題研究所を廃止する場合は、別に定める「大学院特定課題研究所廃止申請書」により、大学院委員会の議を経て、総長の承認を得なければならない。

- 2 次の各号の場合、大学院委員会議長は、大学院委員会の議を経て「大学院特定課題研究所解散届」を総長に提出し、解散させることができるものとする。
  - (1) 所長が退職等により不在となった場合
  - (2) 事業報告書の提出がない場合
  - (3) 規程第3条に定めのない事業を行った場合
  - (4) 学外資金の受け入れにあたり、所長が規程及び本運用細則並びに各学外資金関連規程に従って手続きを行わなかった場合
  - (5) その他大学の規程を遵守しなかった場合

(廃止申請書)

**第10条** 前条に定める申請書は、次の各号の項目を含まなければならない。

- (1) 名称
- (2) 申請者(所長)
- (3) 廃止期日
- (4) 廃止理由

(運用細則の改廃)

**第11条** この運用細則の改廃は、大学院委員会の議を経て、総長が行う。

付 則

- 1 この運用細則は、2001年5月24日から施行する。
- 2 この運用細則は、2005年2月18日から第7条を一部改正し施行する。
- 3 この運用細則は、2006年2月6日から第8条を改正し施行する。
- 4 この運用細則は、2006年5月31日から第3条第1項、第2項を一部改正し施行する。
- 5 この運用細則は、2008年8月1日から一部改正し施行する。

(追42)

(別表)

学外資金の種別	関連規程
受託研究	法政大学受託・共同研究取扱規程
受託事業	法政大学受託・共同研究取扱規程
共同研究	法政大学受託・共同研究取扱規程
寄付研究	教育研究に関する寄付金取扱規程 関係機関・研究者等が特定された寄付金に関する細則
寄付講座	教育研究等に関する寄付金取扱規程 関係機関・研究者等が特定された寄付金に関する細則
寄付金(物品等)	教育研究等に関する寄付金取扱規程
補助金	法政大学受託・共同研究取扱規程 教育研究等に関する寄付金取扱規程 関係機関・研究者等が特定された寄付金に関する細則
その他	法政大学大学院特定課題研究所運用細則